

国保連合会保健事業推進委員会	資料
平成 26 年 3 月 28 日 (金)	№1-1

国保等ヘルスサポート事業の実施に関するガイドライン

(骨子)

国民健康保険中央会

2014/03/28

目次

第1章	はじめに.....	1
第2章	国保等ヘルスサポート事業の概要.....	3
1.	事業概要.....	3
(1)	保険者等の保健事業の実施計画策定についての支援.....	3
(2)	保険者等の保健事業についての評価.....	3
(3)	国保ヘルスアップ事業の国庫補助要件.....	3
2.	支援・評価委員会.....	4
(1)	役割・目的.....	4
(2)	構成・設置.....	4
(3)	機能.....	4
(4)	事務.....	4
3.	ヘルスサポート事業運営委員会（仮称）.....	4
4.	都道府県に期待される役割.....	5
5.	事業概要イメージ.....	5
第3章	事業内容.....	6
1.	支援.....	6
2.	評価.....	6
(1)	評価の対象・目的.....	6
(2)	評価方法.....	6
(3)	支援・評価の時期.....	9
3.	報告・公表.....	9
(1)	報告（保険者等）.....	9
(2)	報告（支援・評価委員会）.....	9
(3)	とりまとめ・公表（ヘルスサポート事業運営委員会（仮称））..	9
第4章	事業推進に関わる事項.....	9
1.	研修.....	9
2.	国保連合会保健師等.....	10
3.	KDBシステム等の活用.....	10
4.	保健事業情報交換会（国保連合会）.....	10
5.	国保等ヘルスサポート事業実施報告会（国保中央会）.....	10
6.	事業推進に係る人材確保.....	10

第1章 はじめに

国保等ヘルスサポート事業は、市町村国保、国保組合及び後期高齢者医療広域連合（以下、「保険者等」という。）¹がレセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画を策定する際に、企画・立案段階からの助言及び課題の分析や評価などの支援を実施することにより、保険者等が実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に展開できることを目的としている。

本ガイドラインは、上記の目的を達成するために国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）及び国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」という。）が、国保等ヘルスサポート事業を実施するために必要となる内容を定めたものである。

保健事業は、保険者等が提供する保健サービスの中核となるものの一つであり、効率的・効果的な保健事業、とりわけ質の高い保健指導を提供することは、被保険者の生活の質の向上に寄与することであると同時に、保険者等としての役割でもある。

保険者等は、保健事業を実施するにあたり、レセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画（データヘルス計画）²を策定することが求められている。

国保連合会及び国保中央会は、保険者等が効率的・効果的に保健事業を実施できるよう支援することを目的として、各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から「統計情報」を作成するとともに、保険者等からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」を作成し保険者等に提供している。

国保連合会及び国保中央会は、本事業を通して保険者等の実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に展開されるための支援体制の構築・強化を図る。

保険者等が、被保険者に対し質の高い保健指導を提供する等、PDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するためには、国保ヘルスアップ事業評価事業³において開発した「保健事業の手順に沿った評価基準」⁴等の評価基準を活用することが一定の目安となり、事業評価にあたって有効な取組になると考えられる。

一方で保健事業を評価する仕組みについては、評価基準や評価方法等につ

いて、まだ構築途上の部分も多く、今後さらなる検討が必要な分野である。そのため本事業を通して調査・研究を行うことで、保健事業の実施計画を評価する仕組みの充実を図る。

1 国保保険者等と後期高齢者医療広域連合が一体化して事業を行うことで、年齢で途切れることのない連続性のある保健事業展開を図ることを目指す。

2 レセプトや健診情報などのデータ分析に基づく、保健事業実施計画。(日本再興戦略[2013年6月14日閣議決定]において、レセプト等のデータ分析に基づく事業計画として『データヘルス計画』の策定・事業実施・評価の取組みを推進することが示された。)

3 国保ヘルスアップ事業に参加した31保険者における取組みを評価し、得られたエビデンスや成果を事業モデルや参考事例として国保保険者及び国保連合会に提供するために平成23～25年度に実施した評価事業

4 「国保ヘルスアップ事業評価事業」において、事業評価のための手法等を開発するため、共通の評価項目・手順等による評価手法を検討。ストラクチャーやプロセスの面から評価することを目的に評価基準として「保健事業の手順に沿った評価基準」を開発した。

第2章 国保等ヘルスサポート事業の概要

1. 事業概要

(1) 保険者等の保健事業の実施計画策定についての支援

国保連合会は、保険者等が実施する保健事業が、より効率的・効果的に図られるよう支援することを目的として、「保健事業支援・評価委員会」(仮称)(以下、「支援・評価委員会」という。)を設置し、国保データベースシステム(以下、「KDBシステム」という。)等を活用した保健事業計画の策定について支援を行う。

保健事業に係る実務の支援については国保連合会において従来から行われているところであるが、平成26年度から保険者等は、保健事業を実施するにあたり、レセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画(データヘルス)を策定することが求められており、KDBシステム等の活用方法を含め、支援・評価委員会からの助言・アドバイスを受けながら計画策定を行うことが有効である。

(2) 保険者等の保健事業についての評価

支援・評価委員会は、保健事業を実施する保険者等に対し、保健事業の評価を行い、PDCAサイクルに沿った保健事業の展開が図られるよう支援する。なお、ここでいう「評価」とは保健事業の実施計画全体を評価することとみなす。

(3) 国保ヘルスアップ事業の国庫補助要件

国保ヘルスアップ事業⁵を実施する保険者に対する、支援及び評価のうち評価については、国庫補助の要件であるため、必須となる。

⁵ レセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画策定によりPDCAサイクルで保健事業に取り組んだ保険者等に対する厚生労働省の補助事業

2. 支援・評価委員会

(1) 役割・目的

支援・評価委員会は、保険者等が実施する保健事業の実施計画策定及びP D C Aサイクルに沿った保健事業実施を支援する。また評価の必要な事業（国保ヘルスアップ事業）及び保険者等から求めがあった場合にその保健事業を評価する。

(2) 構成・設置

支援・評価委員会は、公衆衛生学・公衆衛生看護学に造詣が深い者、大学等研究機関・地域の関係機関等の有識者及び都道府県職員、地域の関係者等で構成することとする。ただし、既存の委員会または組織で対応できる場合は、新たに委員会を立ち上げるのではなく、(1)に記載の役割・目的を明確にした上で、既存の委員会等で対応することも可能とする。

(3) 機能

支援・評価委員会は、保険者等が行う保健事業に関して、以下の役割を担う。

K D Bシステム等を活用した保険者等への情報提供
保健事業の手順に沿った評価基準を活用し実施計画策定への助言
評価基準等を活用した保健事業の評価
保険者等職員への研修の実施

なお、先述のとおり、国保ヘルスアップ事業については、 を必ず実施する。同事業を実施しない保険者等の保健事業についても、保険者等からの求めに応じて実施する。

(4) 事務

支援・評価委員会にかかる事務については国保連合会が担当する。

3. ヘルスサポート事業運営委員会（仮称）

国保中央会は、公衆衛生学・公衆衛生看護学に造詣が深い者及び大学等研究機関の有識者等を構成員とする「ヘルスサポート事業運営委員会」（仮称）を設置する。

ヘルスサポート事業運営委員会の役割は以下のとおり。

実態調査（保険者等が実施する保健事業の実態に関する調査）
国保等ヘルスサポート事業実施要綱・ガイドラインの策定

国保等ヘルスサポート事業の分析・評価・調査・研究
 国保等ヘルスサポート事業実施報告会
 国保等ヘルスサポート事業報告書作成
 とりまとめ・公表
 研修の実施

4. 都道府県に期待される役割

都道府県は、国保等ヘルスサポート事業の推進にあたり、支援・評価委員会へ職員が委員として参画することや、国保連合会及び保険者等と連携し、情報提供等の支援を行うなどの役割が期待される。

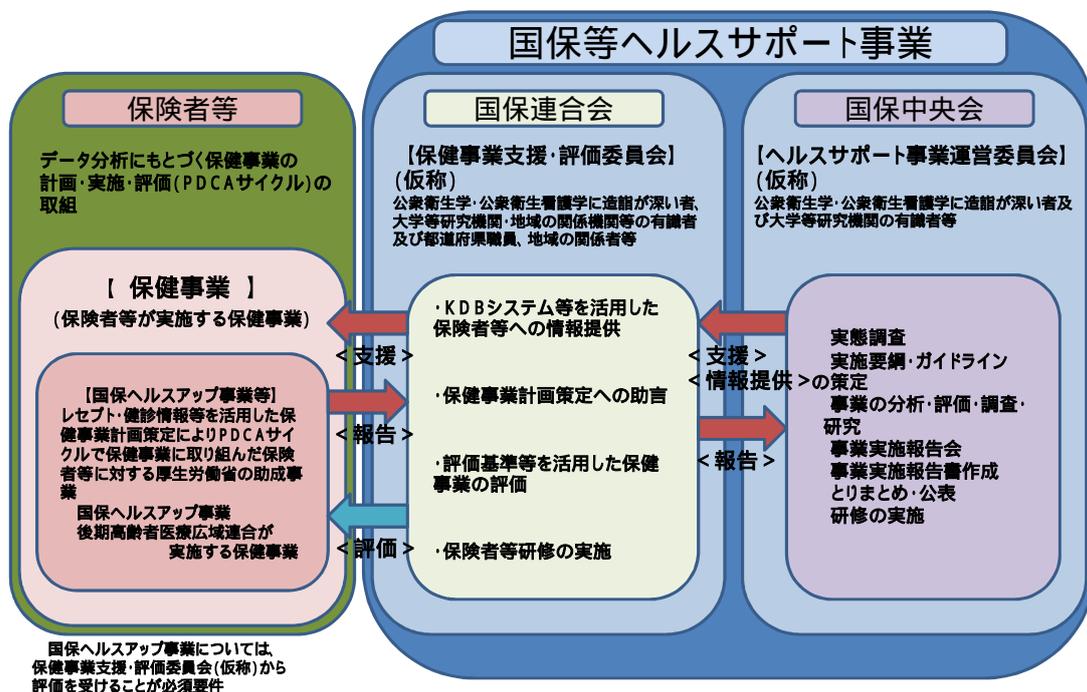
5. 事業概要イメージ

国保等ヘルスサポート事業の事業概要イメージについては、図1に示すとおり。

【国保等ヘルスサポート事業イメージ】

図1

< 国保データベース(KDB)システム等を活用した保健事業実施計画策定への助言・保健事業の評価等の支援事業 >



第3章 事業内容

1. 支援

支援・評価委員会は、保険者等が実施する保健事業について、保健事業計画の企画・立案から国保中央会が、国保ヘルスアップ事業評価事業において開発した「保健事業の手順に沿った評価基準」を活用して助言を行い、保険者等がより効率的・効果的な保健事業を実施できるよう支援する。

2. 評価

(1) 評価の対象・目的

支援・評価委員会は、国保ヘルスアップ事業を実施する保険者等に対して保健事業の評価を行う。同事業を実施しない保険者等の保健事業についても、保険者等からの求めに応じて、評価を行う。

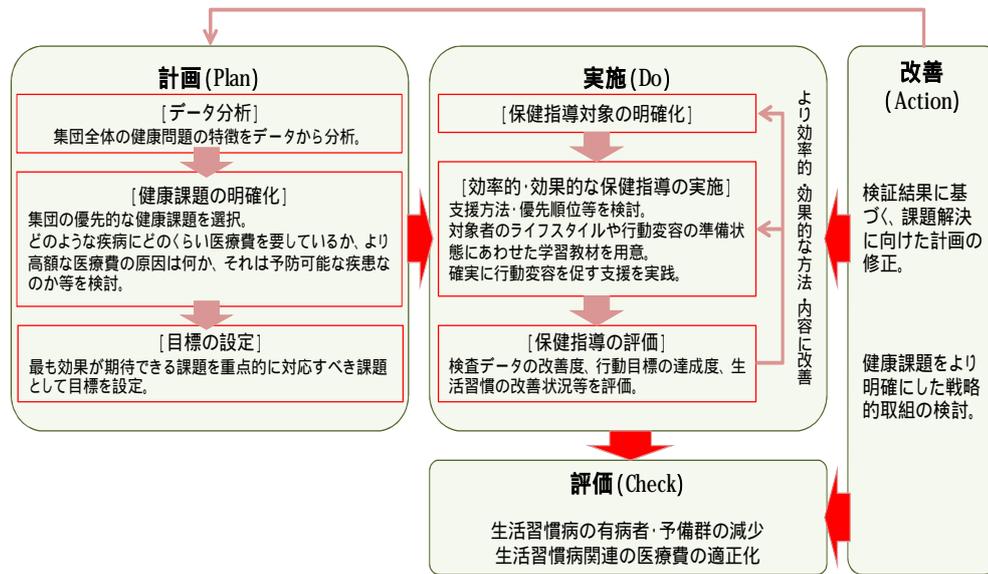
保険者等は、支援・評価委員会から、より客観性の高い評価を受けることにより、課題を明確化し、その評価をもとに次の保健事業の企画・立案を行うことで、P D C Aサイクルに基づくより効率的・効果的な事業展開を図り、保健事業の成果を得ることが可能となる。

(2) 評価方法

支援・評価委員会は、国保中央会が、国保ヘルスアップ事業評価事業において開発した「保健事業の手順に沿った評価基準」(ストラクチャー評価・プロセス評価)及びアウトカム評価(あらかじめ設定した評価指標・評価方法に基づき、成果目標の達成度を評価するもの)、アウトプット評価(事業実施量の評価であり、立案した計画の実施率・サービス提供数が達成できているかを評価するもの)等の評価基準を用いて評価を行う。 参考：図表1～3参照

ただし、保健事業を評価する仕組みについては、評価基準や評価方法等について、まだ確立されていない部分が多く、今後さらなる検討が必要な分野である。本事業を通して調査・研究を行うことで、保健事業の実施計画を評価する仕組みの充実を図る。

【図表 1】 保健事業（健診・保健指導）のP D C Aサイクル



出典：厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム」(平成25年4月)

【図表 2】 アウトカム評価に必要なデータの例

データ		使用目的
評価のための基礎データ	国保被保険者台帳	医療費データと健診データの突合、被保険者数、医療機関未受診者数や事業参加者の把握
	参加者台帳	事業参加者特定のための事業参加地域、事業実施者、事業参加状況の把握
評価に直接利用しているデータ	参加者の検査結果等	事業の実施前後の短期的な身体状況・生活習慣等状況把握
	特定健診等の健診結果データ	被保険者全体、事業参加者の中長期的な身体状況、生活習慣等の変化状況の把握
	レセプト(医療費データ)	生活習慣病関連の医療費発生者の割合、1人当たり医療費の変化状況の把握
	事業に要した経費	費用対効果の分析

出典：国保ヘルスアップ事業評価事業報告書(平成26年1月)

【図表3】 「保健事業の手順に沿った評価基準」

段階	項番	評価項目
事業企画・立案	企画・立案に係るもの	- 1 健診データ、レセプトその他統計資料等のデータに基づいて現状分析をしている
		- 2 現行実施している保健事業の内容・体制の評価をしている
		- 3 健康課題を明確にしている
		- 4 地域資源を把握している
		- 5 事業目的を明確にしている
		- 6 事業目的に応じた各種保健事業を企画している
		- 7 個別事業の優先順位を付けている
		- 8 企画段階から庁内及び庁外の関係者ととも事業内容について検討している
		- 9 事業目的に応じた対象者の選定基準を設定している
		- 10 個別事業及び全体としての成果目標を設定している
		- 11 事業の評価指標・評価方法を設定している
		- 12 事業運営委員会を設け、事業の運営状況を監理できる体制を整備している
		- 13 関係者と調整しスケジュールを立てている
		- 14 保健事業の質の確保のための取組みを行っている
	係るもの 準備に	- 15 事業に必要な予算を確保している
		- 16 関係機関・関係課と連携・調整の上、実施体制を構築している
		- 17 個別事業の具体的な実施手順を明らかにし、保健指導実施関係者間で共有している
		- 18 苦情処理の体制を確保している
		- 19 計画に基づいた参加者の募集を実施している
事業実施	- 1 事業開始より関係者間で情報共有を行っている	
	- 2 参加者個人の目標を設定している	
	- 3 保健指導実施者が参加者個人の状況をモニタリングしている	
	- 4 事業実施責任者が事業実施状況をモニタリングしている	
	- 5 脱落防止のために、対象者にフォローを行っている	
	- 6 安全管理に留意している	
	- 7 個人情報適切に管理している	
	- 8 個人目標の達成状況を評価している	
	- 9 保健指導終了後のフォローアップを行っている	
評価	- 1 事業評価を実施している	
	- 2 事業結果を取りまとめている	
	- 3 外部アドバイザーから評価を受けている	
	- 4 事業結果を公表している	
	- 5 次年度計画等に向けた改善点を明確にしている	

出典：国保ヘルスアップ事業評価事業報告書(平成26年1月)

(3) 支援・評価の時期

支援・評価委員会は、支援・評価を実施するにあたり、保健事業の実施計画の企画・立案段階から関わることを望ましい。

保健事業の実施計画の企画・立案段階から関わることで、保健事業がPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に実施されることを目指す。

3. 報告・公表

(1) 報告（保険者等）

支援・評価委員会は、保険者等から保健事業実施後に以下の項目について報告を受け、保健事業についての評価を実施する。

保険者等の概要（保険者等名・所管部署名・人口・高齢化率など）
保健事業に取り組んだ経緯・目的
具体的な成果目標
事業の取り組み内容
事業の成果

(2) 報告（支援・評価委員会）

支援・評価委員会は、保険者等の保健事業を支援・評価した結果について「事業実施状況報告書」を用いてヘルスサポート事業運営委員会（仮称）へ報告する。

(3) とりまとめ・公表（ヘルスサポート事業運営委員会（仮称））

ヘルスサポート事業運営委員会（仮称）は、保険者等及び国保連合会からの報告を受け、その成果について評価・分析し、報告書を作成して、好事例と共にホームページ等で公表を行う。

第4章 事業推進に関わる事項

1. 研修

国保連合会は、保険者等を対象として保健事業の実施に関する研修等を実施する。

国保中央会は、国保連合会及び後期高齢者医療広域連合を対象として評価のあり方や保険者支援等について、研修等を実施する。

2 . 国保連合会保健師等

国保連合会の保健師等は、保険者等に対してK D Bシステム等のデータ分析・集計及び具体的な活用方法についての助言を行う。

また、支援・評価委員会の事務担当として企画・運営にも参画する。

3 . K D Bシステム等の活用

国保連合会は、本事業の推進にあたって、保険者等に対して、K D Bシステムの情報の活用を働きかけるとともに、保健事業に有用な情報提供を行い、併せて保険者研修等を実施する。

保険者等においては、K D Bシステム等を活用したデータ分析をもとに、P D C Aサイクルを意識した事業を展開する。

また、国保中央会のホームページに掲載している保健事業の事例等を活用し、事業評価の視点を明らかにし、これから取り組む保険者が効果的に事業が展開できるよう情報提供をしていく。

なお、データ活用に関しては、K D Bシステムだけでは不足するデータもあるため、既存のデータ（人口統計・疾病統計・死亡統計など）についても最大限活用することが望ましい。

4 . 保健事業情報交換会（国保連合会）

国保連合会は、必要に応じて、保健事業情報交換会等を開催し、保険者等が他の保険者等の取り組み内容や実施状況を知る機会を設け、次の事業の展開に資するものとする。

5 . 国保等ヘルスサポート事業実施報告会（国保中央会）

国保中央会は、国保等ヘルスサポート事業に取り組んだ結果について、連合会職員・後期高齢者医療広域連合職員を対象に国保等ヘルスサポート事業実施報告会を開催し、その成果の確認及び今後の事業展開に向けての課題等を整理する。

6 . 事業推進に係る人材確保

国保中央会は、本事業推進に係る有識者等の確保に努力する。